



住宅施策の連携で安全・安心な暮らしを実現 3者協定を締結

豊中市は、公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部、大阪府宅地建物取引業協会北摂支部と、「豊中市における住宅施策推進の連携に関する協定」を締結します。

本協定により、災害時における住宅支援体制の構築や住宅セーフティネット制度に基づく居住支援の強化、不動産流通の円滑化など、市民が安全・安心に暮らせるまちづくりを官民一体となって推進します。

「豊中市における住宅施策推進の連携に関する協定」の概要

1. 主な協定の内容

- (1) 住宅の改修・維持管理に関する情報提供
- (2) 不動産流通の円滑化に向けた検討
- (3) 住宅セーフティネット法改正（令和 7 年 10 月 1 日施行予定）に伴う居住支援の強化
- (4) 災害時における住宅確保や相談窓口の設置などの協力体制の構築 など

2. 協定締結式

日 時：令和 7 年（2025 年）5 月 9 日（金）10 時～

場 所：豊中市役所 第一庁舎 3 階 秘書課 第一応接室

出席者：公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部

本部長 堀田 健二 様 公益事業推進委員長 大前 久明子 様

大阪府宅地建物取引業協会北摂支部

支部長 濱西 孝士 様 顧問 長尾 敏春 様

豊中市長 長内 繁樹

【報道機関からの問い合わせ先】

都市計画推進部 住宅課 担当：杉本・丸川

TEL：06-6858-2741

E-mail：machisoumu@city.toyonaka.osaka.jp